平成１９年（再イ）第３９号
富山市赤田442番地１　アインハイム赤田203号
再生債務者　石橋　重徳
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年９月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月30日　富山地方裁判所

平成１９年（再イ）第５４号
富山県滑川市下野200番地２
再生債務者　中山　義之
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成19年10月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年８月30日　富山地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３４５号
東京都江東区枝川２―28―10―503
再生債務者　川本　伸児
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年８月26日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第８号
埼玉県幸手市香日向４丁目11番10号
再生債務者　青島　英夫
１　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月29日から平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再口）第６６号
大阪市住吉区長居東４丁目５番15号　ホワイトシャトー長居２Ｄ
再生債務者　鎌田　浩子
１　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月29日から平成23年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第１００３１号
千葉県松戸市五香南２―12―27―601
再生債務者　杉田　宏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月12日まで
平成23年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１００３５号
神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町８―63―650
再生債務者　谷末　泰
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月12日まで
平成23年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１００３６号
神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町８―63―650
再生債務者　谷末万里子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月12日まで
平成23年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１号
富山市布瀬町南２丁目４番地１　県営住宅３棟301号
再生債務者　植野　孝一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月30日　富山地方裁判所

平成２３年（再口）第６号
石川県白山市あさひ荘苑１丁目15番地
再生債務者　澤農　大仁
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月21日まで
平成23年８月26日　金沢地方裁判所

平成２３年（再口）第１号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目306番地
サーム朝里が丘306号室
再生債務者　富澤　憲幸
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月26日まで
平成23年８月29日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（再口）第１２号
札幌市清田区平岡２条１丁目２番30―102号
再生債務者　鈴木　淳史
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月27日まで
平成23年８月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再口）第５２号
大阪府東大阪市森河内西２丁目27番15号　ライラック放出106号
再生債務者　今井　一夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月27日まで
平成23年８月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第３号
福島県郡山市富久山町八山田字前林11番地の36　メゾンセレーナ202号
再生債務者　松本　孝夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月28日まで
平成23年８月29日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再口）第４号
福島県郡山市富久山町八山田字前林11番地の36　メゾンセレーナ202号
再生債務者　松本　恵美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年９月28日まで
平成23年８月29日
福島地方裁判所郡山支部再生係

官報の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年八月二十五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年九月七日
岩手県盛岡市飯岡新田三地割三五番二号
（甲）財団法人いわて産業振興センター
理事長　藤井　克己
岩手県盛岡市飯岡新田三地割三五番二号
（乙）社団法人岩手県産業貿易振興協会
会長　達増　拓也

合併公告

左記会社は、効力発生日を平成二十三年十月十日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年十月八日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十七日
掲載頁　一七五頁（号外第一二八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年九月二日
掲載頁　四十七頁（号外第一九三号）
平成二十三年九月七日
東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目一四番九号
（甲）テルウェルル東日本株式会社
代表取締役　中山　進
東京都中央区銀座八丁目三番一〇号
（乙）株式会社公共嘱託サービス
代表取締役　松本　久